

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「なんこくフライト・プラン～南国市障害者計画～（平成12年度～21年度の10か年計画）」に基づき、障害者（※1）の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んできました。

計画期間中、平成18年度からは障害者自立支援法（※2）が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。

現在国では、平成15年度～24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」および、その計画期間の後半にあたる平成20年度～24年度を期間とする「重点施策実施5か年計画」が策定されています。また、高知県でも平成15年度～24年度までの10年間を計画期間とする「高知県障害者基本計画」が策定されており、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現をすることができる「共生社会」を目指に掲げています。

南国市では、障害者自立支援法に基づき、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、平成18年度に「第1期南国市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、平成21年度に「第2期南国市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定し、福祉サービスの計画的な基盤整備、サービス提供体制の確保に努めてまいりました。

こうした中、平成21年度末で「なんこくフライト・プラン～南国市障害者計画～」の期間が終了をすることに伴い、現状に即した新しい障害者計画として、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画～」を策定することとなりました。本計画は、近年の障害者を取り巻く環境の変化の速さや、現在3年ごとに策定されている「南国市障害福祉計画」との周期を合わせることなどを考慮し、平成22年度～26年度の5ヶ年計画とします。計画期間中、障害者施策のさらなる充実を図るとともに、前計画からの方針である、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現にむけて、より一層取り組んでいきます。

※1 障害者【じょうがいしゃ】

この計画における「障害者」は、心身に障害のある方に加えて難病患者も含むものとする。また、本計画での障害者という記載には障害児を含むものとする。ただし、障害児に限定させる事柄については障害児と記載する。

※2 障害者自立支援法【じょうがいしゃじりつしえんほう】

障害のある人々の自立をえるため、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できる仕組みをつくった法律。利用者も利用したサービスや所得に応じて一定の自己負担額を支払う必要がある。

2 計画の概要

この計画は、障害者基本法（※3）第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、南国市における障害者の状況等を踏まえ、南国市の障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。計画期間を平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）の5年間とし、「南国市障害福祉計画」や「南国市総合計画（※4）」、その他の計画との整合性を考慮しながら、施策の実現を図ります。また、本計画は第2次計画であることも踏まえ、可能な限り現在の施策の状況等も掲載します。

関連計画一覧

- ・南国市総合計画
- ・南国市障害福祉計画
- ・南国市行政改革大綱
- ・南国市中期財政収支ビジョン
- ・南国市次世代育成行動計画（み・ら・い）
- ・南国市健康南国21計画☆きらり☆
- ・南国市食育推進計画
- ・南国市母子保健計画
- ・南国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・南国市都市計画マスターPLAN
- ・南国市住宅マスターPLAN
- ・南国市環境基本計画
- ・南国市地域防災計画
- ・南国市教育要覧

※3 障害者基本法【しょうがいしゃきほんほう】

身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的としている。

※4 南国市総合計画【なんこくしそうごうけいかく】

南国市の将来像を決めるための計画であり、現在平成18年度～27年度の第3次計画が策定されている。「いきいきなんこく みんなで築く協働のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、心豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の5つの基本施策を掲げている。

3 計画の基本的な考え方

「ノーマライゼーション（※5）」を基本理念とし、障害があっても、社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けられる「完全参加と平等」を目指（目指す社会の姿）とします。全市民とともに進める基本計画であり、その方向性を示すものです。

4 計画の基本目標

前回の計画からの目標である、次の4つの基本目標をもって障害者施策を推進していきます。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 市民参加 | 全市民が参加し、障害者に対する理解と交流を深め、福祉サービスシステムづくりを推進します。 |
| (2) 安心と安全の確保 | 障害者が安心して安全に暮らしていくシステムづくりを推進します。 |
| (3) 自立支援 | 障害者が主体性を持って暮らしていく環境づくりを推進します。 |
| (4) 地域で共に生きる | 障害者の意欲を引き出し、地域で共に生きる環境づくりを推進します。 |

5 計画の策定体制

南国市福祉事務所に事務局を置き、南国市障害者自立支援協議会（※6）の計画部会において課題等を検討したうえで、市各担当部署で点検等をおこない、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定しました。

計画の策定にあたって、障害のある方々にアンケート調査を実施し、多くの方のご協力をいただきました。その結果より、障害者のニーズを把握し、計画に反映させました。

※5 ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方。

※6 南国市障害者自立支援協議会【なんこくししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい】

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的とし、設置された協議会。その中には、障害者計画などを協議する計画部会などの専門部会が設置されている。

6 今後の取り組み

南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認していく、今後の課題を検証していきます。